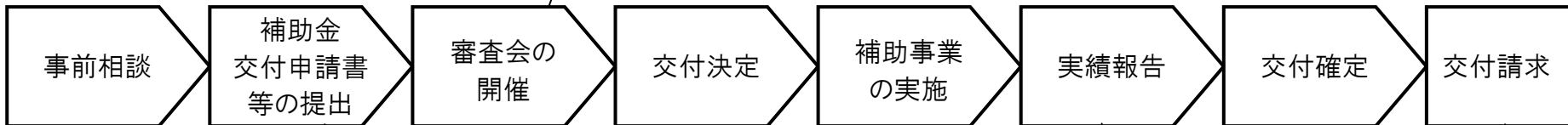


周南市中心商店街テナントミックス推進事業費補助金交付の流れ

【補助対象】 店舗改装費
【補助率・上限】 補助対象経費の50%・100万円
 (1階以外への出店の場合は、上限50万円)

【審査で重視するポイント】

- ・事業内容・計画の具体性、事業の実現性、継続性(1年以上)
- ・やる気や情熱(原則として、申請者は審査会に出席のこと)
- ・中心商店街に新たな集客が見込めるか、又は回遊性向上に寄与するか
- ・商店街や各種団体が実施するイベントや売出し、調査等に参加・協力する意思があるか



【申請締切】
 毎月月末
【審査会】
 原則として、翌月第2火曜日
【交付決定通知】
 審査会実施月の下旬頃

【提出書類】

- ・交付申請書(様式第1号)
- ・事業計画書
- ・履歴書(法人の場合は事業所概要)
- ・改装費見積書
- ・完成イメージ図
- ・物件の賃貸契約書の写し

計画を変更・中止する場合

【提出書類】
 計画変更(中止)申請書
 (様式第3号)

【提出書類】

- ・実績報告書(様式第5号)
- ・事業実施報告書
- ・収支決算書
- ・支出を証する書類(領収書等)
- ・その他、中心市街地活性化協議会長が必要と認める書類
 (建物等賃貸契約書、工事請負契約書、工事写真・完成写真、商店街団体加入証明等)

【提出書類】

交付請求書
 (様式第7号)

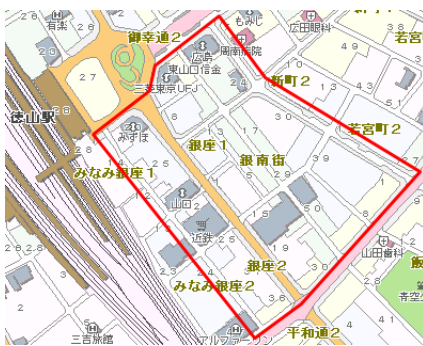
【市税の完納証明書】
 証明書の交付手続日時点で納付期限の到来しているすべての市税が完納されている証明

- ・取扱予定商品、メニュー・予定価格、原価・原価率等がわかるもの
- ・市税の完納証明書又はそれに代わる市税の滞納がない証明書
- ・その他、中心市街地活性化協議会長が必要と認める書類

【補助金の返還を命じる場合】

- ・補助金申請等に違反・虚偽・不正等があったとき
- ・著しく信用を失墜する商行為を行ったとき
- ・協議会長の承認を受けずに計画を変更・中止したとき
- ・自己都合により営業期間が1年未満となったとき
- ・本補助金の交付を受けて2店舗目以降を出店後1年以内に、その店舗出店前から対象エリア内で営業していた店舗を空き店舗とした者
- ・その他、中心市街地活性化協議会長が不適切と認めるとき

【補助金の対象エリア・物件】



みなみ銀座～PH通り、御幸通り(県道)～平和通り(県道)に囲まれたエリア内の市道・私道に面した物件

【補助金の交付対象としないもの】

- ・特定者のみの利益となる事業
- ・既に本補助金の交付を受けた事業
- ・風俗営業法に定める営業を行おうとする事業
- ・大規模小売店舗で行われる営業に係る事業
- ・夜間のみ行われる営業に係る事業
- ・主に事務所機能として使用される事業
- ・既に本補助金の交付を受けた事業(店舗)と対象者層や取扱商品、メニュー等が概ね同様の店舗(いわゆる2号店等)を出店する事業
- ・既に改装に着手済又は改装が完了している事業
- ・市税(市外から転入の場合は、転入前の市区町村税)を滞納している者
- ・中心商店街内での移転で、移転前の店舗を空き店舗とした者
- ・出店予定地の存する商店街組合等に参加する意思がない者
- ・その他、中心市街地活性化協議会長が不適切であると認めるもの

【窓口】 まちなか出店サポートセンター
 ((株)まちあい徳山内)

周南市銀南街17 2階
 TEL:0834-33-9612
 FAX:0834-33-9613

※月～金(祝日を除く)の9:00～17:00

ワールド美容室

